

## 耐震基準の新旧について

建築基準法の耐震関係規定は、昭和 43 年の十勝沖地震や昭和 53 年の宮城県沖地震等、大きな被害を出した地震に応じ、新たな知見を盛り込んで改正されてきました。

現行の耐震基準は、昭和 56 年 6 月 1 日に大幅に改正施行されたもので、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、現行の耐震基準に適合する建築物の被害が少なかったことから、妥当なものとしてされています。

建築基準法の規定は、施行日以降に工事に着手した建築物に適用されます。(法的には、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物に、現行の耐震基準が適用されています。)しかし現実的には、竣工日・登記日等からは着工日が分からないことや、施行日以前に着工した建築物でも自主的に新しい耐震基準に適合させている例もあり、昭和 56 年近辺に着工・竣工した建築物に適用された耐震基準の新旧の判断は容易でないことがあります。

その場合は、当時の設計者や設計図書を確認することが考えられますが、明確に判断できない場合は耐震診断を行う必要があります。